

鳥取県告示第 511 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 8 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
合同会社春雛 代表社員 寺坂 はる子	鳥取市用瀬町 安蔵 918-6	はるひなデイサービスセンター	鳥取市用瀬町安蔵 918-6	通所介護	平成 19 年 6 月 1 日